

静岡県公安委員会規則第12号

自動車及び原動機付自転車の運転免許等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年5月13日

静岡県公安委員会委員長 外山弘幸

自動車及び原動機付自転車の運転免許等に関する規則の一部を改正する規則

自動車及び原動機付自転車の運転免許等に関する規則（昭和40年静岡県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章（略）	第1章（略）
第2章 運転免許試験等	第2章 運転免許試験等
第1節・第2節（略）	第1節・第2節（略）
第3節 運転免許試験等の方法等（第17条— <u>第27条</u> ）	第3節 運転免許試験等の方法等（第17条— <u>第27条の2</u> ）
第3章（略）	第3章（略）
第4章 免許証の更新等	第4章 免許証の更新等
第1節（略）	第1節（略）
第2節 その他の申請等（ <u>第37条</u> —第41条）	第2節 その他の申請等（ <u>第36条の2</u> —第41条）
第5章・第6章（略）	第5章・第6章（略）
附則 （免許試験等）	附則 （免許試験等）
第3条 運転免許試験及び次に掲げる審査等（以下「免許試験等」という。）は、東部運転免許センター、中部運転免許センター及び西部運転免許センター（以下「運転免許センター」と総称する。）において行うものとする。 (1)・(2)（略） (3) 令 <u>第32条の3</u> 、 <u>第32条の4</u> 、 <u>第32条の5第1項又は同条第2項</u> の規定による審査（以下「緊急自動車運転資格審査」という。）	第3条 運転免許試験及び次に掲げる審査等（以下「免許試験等」という。）は、東部運転免許センター、中部運転免許センター及び西部運転免許センター（以下「運転免許センター」と総称する。）において行うものとする。 (1)・(2)（略） (3) 令 <u>第32条の2第1項第2号</u> 、 <u>第2項第2号若しくは第3項</u> 、 <u>第32条の3の2第2項又は第32条の5第1項若しくは第2項</u> の規定による審査（以下「緊急自動車運転資格審査」という。）
2（略） （受験者登録）	2（略） （受験者登録）
第8条 受験者は、次に定めるところにより受	第8条 受験者は、次に定めるところにより受

験のための手続を行うものとする。

- (1) (略)
- (2) 法第97条の2第2項に規定する外国等の行政庁等の免許を有する者で、運転免許試験の一部を免除されることとなったものは、運転免許登録票を運転免許センターに提出すること。

- (3) (略)
(運転免許試験の申請)

第9条 (略)

- 2 (略)
- 3 受験者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、申請書類等に、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 令第34条第3項第1号又は第4項第1号に該当する者 乗務経歴証明書(様式第6号)
 - (4) 令第34条第3項第3号又は第4項第3号に該当する者 受験資格証明書(様式第7号)
 - (5)~(7) (略)
(学科試験及び知識の確認等)

第18条 (略)

- 2~4 (略)
- 5 法第97条の2第2項の規定による外国等の行政庁等の免許を有する者に対する運転について必要な知識の確認は、当該知識に関する問題を10問出題して行う。この場合において、解答形式は正誤式とし、解答時間は10分とする。
(結果の発表)

第27条 (略)

験のための手続を行うものとする。

- (1) (略)
- (2) 法第97条の2第3項の自動車等の運転に関する本邦の域外にある国又は地域の行政庁又は権限のある機関の免許を有する者(以下「外国等の行政庁等の免許を有する者」という。)で、運転免許試験の一部を免除されることとなったものは、運転免許登録票を運転免許センターに提出すること。

- (3) (略)
(運転免許試験の申請)

第9条 (略)

- 2 (略)
- 3 受験者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、申請書類等に、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 令第34条第6項第1号又は第9項第1号に掲げる経験を有する者 乗務経歴証明書(様式第6号)
 - (4) 令第34条第6項第2号又は第9項第2号に掲げる経験を有する者 受験資格証明書(様式第7号)
 - (5)~(7) (略)
(学科試験及び知識の確認等)

第18条 (略)

- 2~4 (略)
- 5 外国等の行政庁等の免許を有する者に対する運転について必要な知識の確認は、当該知識に関する問題を10問出題して行う。この場合において、解答形式は正誤式とし、解答時間は10分とする。
(結果の発表)

第27条 (略)

(緊急自動車を運転することができる旨の記

載等)

第27条の2 公安委員会は、緊急自動車運転資格審査（公安委員会が行うものに限る。）に合格した者の免許証に、その者が当該緊急自動車運転資格審査に係る緊急自動車を運転することができる旨を記載するとともに、当該緊急自動車運転資格審査に係る緊急自動車運転資格審査申請書に、その旨を記載するものとする。

2 緊急自動車運転資格審査に合格した者（当該緊急自動車運転資格審査に合格した後に法第94条第2項の規定による免許証の再交付を受けた者に限る。次項において同じ。）又は緊急自動車運転資格審査に合格していない者若しくは緊急自動車運転資格審査を受けていない者で緊急自動車を運転する資格を有するものは、免許証に緊急自動車を運転することができる旨の記載を受けることができる。

3 前項の規定により免許証に緊急自動車を運転することができる旨の記載を受けようとする者（緊急自動車運転資格審査に合格した者にあつては、他の都道府県公安委員会が行う緊急自動車運転資格審査に合格した者に限る。）は、緊急自動車運転資格記載申請書（様式第17号の2）に免許証を添えて、当該緊急自動車の使用者を通じ、運転免許センターに申請しなければならない。

第3章 初心運転者講習等

第1節 初心運転者講習

（講習の取消通知）

第28条 （略）

（講習の受講）

第36条 （略）

第2節 その他の申請等

（免許の条件の付与等の申請）

第36条の2 法第91条の2第1項の規定による

第3章 初心運転者講習等

第1節 初心運転者講習

（講習の取消通知）

第28条 （略）

（講習の受講）

第36条 （略）

第2節 その他の申請等

(免許証の記載事項の変更の届出)

第37条 (略)

免許の条件の付与又は変更の申請を行おうとする者は、規則第18条の6第2項の運転免許条件申請書に免許証を添えて、運転免許センター又はいずれかの警察署に提出しなければならない。

(免許証の記載事項の変更の届出)

第37条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第12号を次のように改める。

様式第 12 号（第 13 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

緊急自動車運転資格審査申請書																		
静岡県公安委員会 殿														年		月	日	
氏名・生年月日												年		月	日生			
住所																		
審査に係る		大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪																
緊急自動車の種類		MT車								AT車								
現 に 受 け て い る 免 許	交付公安委員会		公安委員会															
	交付年月日		年				月	日	有効期限		年				月	日		
	免許証番号		第 号															
	第一種	二・小・原	年														月	日
	免許	その他	年														月	日
	第二種免許		年														月	日
	免許の種類		大	中	準	普	大	大	普	小	原	牽	大	中	普	大	牽	
	免許の条件																	
緊急自動車の使用者		所在地																
		職名																
		氏名																
備考																		

(注) 審査に係る緊急自動車の種類欄及び免許の種類欄は、該当する事項を○で囲むこと。

様式第17号の次に次の1様式を加える。

様式第 17 号の 2 (第 27 条の 2 関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

緊急自動車運転資格記載申請書																				
															年	月	日			
静岡県公安委員会 殿																				
氏名・生年月日										年	月	日	生							
記載申請の理由					1 免許を受けていた期間が法定期間に達しているため 2 免許証を再交付されたため 3 その他()															
審査合格年月日										年	月	日								
審査公安委員会					公安委員会															
緊急自動車の種類					大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪															
					MT車						AT車									
現 に 受 け て い る 免 許	交付公安委員会					公安委員会														
	交付年月日					年	月	日	有効期限			年	月	日						
	免許証番号					第 号														
	免許の種類					大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	牽 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	牽 引 二
	免許の条件																			
緊急自動車の使用者					所在地															
					職名															
					氏名															

(注)

- 1 審査合格年月日欄及び審査公安委員会欄は、免許証を再交付されたため記載を必要とする場合にのみ記載すること。
- 2 記載申請の理由欄、緊急自動車の種類欄及び免許の種類欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- 3 記載申請の理由がその他に該当する場合は、()内にその理由を記載すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。